新旧対照表

改正後	改正前
改正後 別表第1(第5条関係)	改正前 別表第1 (第5条関係)

改正後	改正前
別表第7(第7条関係)	別表第7(第7条関係)
規制基準	規制基準
1 ばい煙に係る規制基準	1 ばい煙に係る規制基準
(中略)	(中略)
(2) ばいじんに係る排出基準は、温度が零度であつて、圧力が1気圧の 状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の表の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。	(2) ばいじんに係る排出基準は、温度が零度であつて、圧力が1気圧の 状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、次の表の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。
番号 施 設 名 ばいじん量	番号 施 設 名 ばいじん量
1 別表第1に掲げるボイラーのうち石炭(1キログラム当 0.80グラム たり発熱量5千キロカロリー以下のものに限る。)を燃 は きゅう	1 別表第1に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料 0.30グラム 又はガスを専焼させるもの
焼させるもの 2 別表第1に掲げるボイラーのうち前項に掲げるもの以外 のもの	2 別表第1に掲げるボイラーのうち石炭(1キログラム当 0.80グラム たり発熱量5千キロカロリー以下のものに限る。)を燃 焼させるもの
	3 別表第1に掲げるボイラーのうち <u>前2項</u> に掲げるもの以 0.40グラム 外のもの